

令和4年度 第1回神戸市屋外広告物審議会
議 事 要 旨

令和4年11月18日

令和4年度 第1回 神戸市屋外広告物審議会 議事要旨

日時 令和4年11月18日（金） 15時～16時45分
場所 中央区文化センター 1112 会議室
次第 1 開会
2 あいさつ
3 委員紹介
4 会長選任
5 審議 地上広告物の今後のあり方について
6 閉会
出席者 磯山委員、勝沼委員、角松委員（会長）、木原委員、中村委員、長濱委員、古澤委員
（藤本委員 欠席）

議事要旨

次第1 開会

（事務局） 開会の辞。配布資料の確認。

次第2 あいさつ

（事務局）

本市を車で訪れる方にとって緑豊かな郊外部にある高速道路のインターチェンジ周辺は、市の玄関口として最初に目に触れる場所であり、神戸の第一印象を決定づける上でも重要な空間である。

しかしながらその一部では、周辺の自然環境に対して、大きく派手な看板が目立ち、あるいは看板の乱立が散見されるといった状況にある。こうしたインターチェンジ周辺エリアについて、デザイン都市神戸にふさわしい屋外広告物のあり方をご審議いただきたいと考えている。

次第3 委員紹介

（事務局） 神戸市屋外広告物審議会委員名簿にしたがって委員を紹介

次第4 会長選任

「神戸市屋外広告物審議会規則」第5条第2項により、会長は、委員が互選することになっており、角松委員推薦の発議に対し、全委員異議がなかったため、角松委員を会長に選出。

○会長職務代理者選任

（会長）

「屋外広告物審議会規則」第5条第4項により、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することになっており、藤本委員を指名させていただく。

（全委員異議なし）

委員8名中7名出席。委員の過半数の出席により会議の成立及び一部非公開とすることを確認した。

次第5 審議

議題 地上広告物の今後のあり方について

(事務局) 資料1の1から5について説明(他の政令市、兵庫県、近隣市の状況)

本市では市域全体を景観計画区域に指定しており、特に重点的に景観を形成する地域、例えば眺望景観形成地域として、ポーアイしおさい公園や須磨海浜公園など、都市景観形成地域として北野町や旧居留地など、沿道景観形成地区として税関線・三宮駅前等を指定し、神戸らしい景観形成を図るため基準を定めている。屋外広告物も、こうした都市景観を構成する上で重要な要素の1つであり、時代の潮流に合わせて基準を見直すなど関連事項の整理を行っている。

現在、本市では都市ブランドの向上と本市への人口誘因につなげるプロジェクトとして、リノベーション・神戸に取り組んでおり、その1つとして神戸の玄関口である主要鉄道駅の駅前空間の再整備を行っている。

一方、車を利用する訪問者にとっては、高速道路インターチェンジ周辺が市の玄関口として最初に目に触れる場所であるが、特に郊外の一部の地域では、周辺の自然環境に対して、けばけばしい、派手な看板が目立つなど、神戸の印象を悪くしているのではないかとの声が寄せられている。

本市では、第1種・第2種低層住居専用地域や文化財保護法の規定により指定された地域などは、看板が設置できない禁止地域となっているが、そのほかの地域では、屋外広告物条例等で定める許可基準により屋外広告物の設置等に制限を設けている。地上広告物の許可基準は、屋外広告物条例で高さや表示面積を定め、景観条例・景観計画で色彩や配置について定めている。

他都市の許可基準については別紙2、別紙3のとおりだが、非自家用の地上広告物の許可基準で比較をしている。自家用広告物とは、自己の氏名や会社名、またその会社に関わる営業内容等を自己の住所地や事業所等に表示するものをいい、非自家用広告物とは、自家用広告物以外の広告物である。また、自治体ごとに地域を設定しそれぞれ地域の特性に応じた基準を制定しているため、同一には比較できないが、主に住居系地域を対象とする基準で比較をしている。

政令指定都市では、表示面積は、神戸市の10平方メートルに対して、札幌市が3.5平方メートルと一番小さく、川崎市の100平方メートルが一番大きくなっている。なお、大阪市は面積制限がない。高さの上限は、神戸市10メートル、一番低い堺市で4メートル、一番高い川崎市で30メートルとなっており、神戸市と同じ10メートルが8市と一番多くなっている。広告物と広告物の相互間距離の基準を定めている市は3市あり、千葉市と岡山市が5メートル、横浜市は1メートルである。案内誘導看板の規定は札幌市、仙台市、新潟市、浜松市、岡山市の5市が設けている。

県内自治体については、神戸市を除く他の市は、おおむね兵庫県の設置基準に準拠している。兵庫県では地上広告物を広告板と広告塔に分けて、それぞれ表示面積、高さの基準を定めている。また、広告物の相互間距離のほか、信号機・踏切からの距離5メートル以上、色彩基準は彩度10以上の色数が2色以下という基準がある。

他都市において地域を指定して景観形成を図っている事例として、兵庫県が宍粟市山崎町インターチェンジ周辺地区を広告景観モデル地区に指定している。同地区は中国自動車道山崎インターチェンジから宍粟市各方面に通じる幹線道路の沿道で、「播磨科学公園」「しろう森林王国」につながる交通の結節点であり、宍粟市の顔となる場所である。指定地区を幹線道路沿道

地区、インターチェンジ周辺地区、商業地区に分け、それぞれの地区に則した基準を設けている。

また、静岡市では、令和2年4月に東静岡駅周辺地区を広告景観整備地区に指定し、土地区画整理事業完了に伴い整備された景観の維持を図りつつ、より良好な都市景観の創出に取り組んでいる。

委員意見及び事務局説明等

事務局より他の政令市、兵庫県近隣市の他都市の状況・事例を説明

(会 長)

屋外広告物条例で定める基準と景観計画で定める基準があるが、当審議会は両方を審議するのか。

(事務局)

色彩などは景観計画で定めているが、屋外広告物条例で地域を限定して具体的な許可基準を定めたいと考えている。

(委 員)

規制の強さは、政令市比較では真ん中くらいだが、兵庫県内では積極的に規制していない印象を受ける。県内の他都市は兵庫県の基準に準じているが、神戸市は同様の基準を設けるかどうかこれまで議論はあったのか。また、結果的に設けなかった理由は何か。

(事務局)

地上広告物の基準について、屋外広告物法では国がガイドラインを設けているが、規制内容はそれぞれの自治体に委ねられている。

(委 員)

神戸市として必要ないということか。

(事務局)

必要がなかったということではないが、今の基準の中で少し足りないところではないかと考えている。

(委 員)

バス停と一体化した広告物が最近目立つが、あれも今回の審議対象か。

(事務局)

これはバス事業者の占有物であって、今回の審議対象とは考えていない。

(委 員)

屋外広告物条例の基準を審議するにあたっては、景観条例で定める基準に適合しているかのチェックが必要である。場合によっては、景観計画を見直す必要があるかもしれない。

(会 長)

基準を設定した際には景観部局でチェックする必要がある。

次第6 閉会

(事務局)

行政が一方的に民間企業の営みを規制してもうまくいかないことはこれまでの事業で痛切

に感じている。今の課題がどこにあって、短期的にできることはこの審議会でご議論いただき、将来を見据えた課題についても御指導いただきたいと考えている。神戸のまちのセンスといったところはデザイン都市を標榜しているので、やはり他の地域とは違う先進的な取組につなげることができればと思う。